

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第4項において準用する同法第5条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第1条第1項の規定に基づき、公示する。

平成29年12月12日

農林水産大臣 齋藤 健

記

- 1 日時 平成29年12月22日午後2時から
- 2 場所 東京都千代田区九段南2丁目1番5号  
農林水産省三番町共用会議室
- 3 意見を聴こうとする事項  
(1) オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを規則別表2中チチュウカイミバエ及びクインスランドミバエに係る輸入禁止植物から除くことについて  
(2) (1)の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を制定することについて
- 4 議長 農林水産省消費・安全局植物防疫課長  
(同課長が出席できないときは、同課国際室長)
- 5 意見公述の手続 意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成29年12月20日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100-8950東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）に提出すること。

( 1 ) 氏名及び住所

( 2 ) 意見を聴こうとする事項に対する意見及びその理由の概要

6 留意事項

( 1 ) 議長は、5 の意見公述の手続を執った者（以下「公述申込者」という。）が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を述べようとする者を代表するものとして公述人を選定することがある。

( 2 ) 議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。

( 3 ) 議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。

イ 公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合

ロ 公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えて発言をした場合

ハ 公述人が5 ( 2 ) の内容と異なる内容を公述した場合

( 4 ) 傍聴人が多数となり、全員が公聴会の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。

( 5 ) 議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。

( 6 ) 議長は、( 1 ) から ( 5 ) までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を

講ずることがある。

7 意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧  
場所

農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎内）

名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎内）

神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎内）

門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎内）

那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町2丁目11番1号 那覇港湾合同庁舎内）

東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内）

関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心2番地の1 さいたま新都心合同庁舎2号館内）

北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎内）

東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中央区三の丸1丁目2番2号）

近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎内）

中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎内）

九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県  
熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同  
庁舎内）